

仙台市子ども読書活動推進計画（第四次）検討委員会設置要綱

（令和 5 年 5 月 29 日教育長決裁）

（設置）

第 1 条 仙台市子ども読書活動推進計画（第四次）（以下「第四次計画」という。）を策定するにあたり、有識者等の意見を踏まえた検討を行うため、仙台市子ども読書活動推進計画（第四次）検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、第四次計画に係る次の事項について意見を交換し、協議を行う。

- (1) 子どもの読書活動の推進のための方策
- (2) 子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備
- (3) その他子どもの読書活動全般にかかる事項

（構成）

第 3 条 委員会は、委員 8 人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 子育て支援関係者
- (4) その他子どもの読書活動の推進に関する識見を有する者

3 委員会の委員の任期は、委嘱又は任命の日から第四次計画の策定の日までとする。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことができない。

3 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（庶務）

第 6 条 委員会の庶務は、教育局生涯学習部生涯学習課において処理する。

（委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委

員会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和5年6月20日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第四次計画の策定の日限り、その効力を失う。